

経済産業省

20180824保局第2号

電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成30年10月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋

電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を別紙の
新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に電気事業法第48条第1項の規定による電気事業法施行規則第65条第1項第1号に定める工事の計画の届け出がされ、若しくは設置又は変更の工事に着手している太陽電池モジュールの支持物については、改正後の電気設備の技術基準の解釈第46条第2項の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。